

若者向け悪質商法被害防止 共同キャンペーン実施中

若者の悪質商法被害が依然として後を絶たないことから、1月から3月を共同キャンペーン期間として、茨城県消費生活センター、県内関係機関、関東甲信越地区の都県、国民生活センター等が共同して啓発活動を実施しています。

笠間市でも被害が発生しています。ご注意ください。

事例1

便利な携帯電話の落とし穴

「有料サイトからの高額請求、知らない人からのメールを…」

【アドバイス】

①知らないメールは開かない。また、不審なサイトにはアクセスしない。特に無料サイトは危険が潜んでいます。

②ゲームは無料でもパケット通信料やゲームのアイテム購入に高額な費用がかかる場合があります。

《説明》

悪質業者は、適当な文字や数字を組み合わせてメールアドレスを作成し、一方的に請求メールを送りつけるだけで、相手が分かっていないわけではありません。掲示板の書き込みや懸賞の応募者などの流出した個人情報から、アドレスを収集している業者もあ

事例2

ことば巧みなデート商法とその二次被害

「見知らぬ人と恋人気分になり高額商品を購入」

【アドバイス】

①以前のデート商法は、自宅に電話をかけてきました。最近では携帯に見知らぬ人から電話やメールが入ったり、出会い系サイトで知り合ったりするケースが増えています。

②デート商法は一般のアポイントメントセールスと異なり、勧誘時に契約を断る雰囲気でないことが多いようです。誘われて事業所などで商品を購入した場合は、特定商取引法のアポイント

メントセールスに当たり、契約書面を受け取ってから8日以内ならクーリングオフできます。

《説明》

販売方法に問題があれば、特定商取引法（不実を告げる、事実を告げない）や消費者契約法の「監禁」や「断定的判断の提供」等で取り消しを主張できます。

クーリング・オフ制度とは

消費者が契約した後で、冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

この制度は「契約を守らなければならぬ」とする原則の例外であり、クーリング・オフできる取引は法律や約款などに定めがある場合に限り

ます。

（クーリング・オフできる例）

○突然、業者が自宅に来て申し込んだ取引。（訪問販売）

*該当しない取引もあります。

○突然、電話があり、勧誘され申し込んだ取引。（電話勧誘販売）

※自分から店に向かい申し込んだ取引は該当しません。また、広告を見て自分で申し込んだ販売（通信販

売）は、クーリング・オフ制度がないかわりに、返品制度があります。

他の取引についても、取引形態によって、該当するものと、しないものがあります。笠間市消費生活センターでご確認ください。

笠間市でも、携帯電話やパソコンを介したトラブルが増加傾向にあります。

この他に、若者に対しては、ネットオークション、キャッチセールス、友人に誘われてのマルチ商法、電話勧誘による資格商法と二次被害など、色々な手口があります。

必要ない場合は、きっぱりと断ることが大切ですが、もし、契約してしまった場合は、すぐに笠間市消費生活センターにご相談ください。

【問合せ】

笠間市役所本所内
笠間市消費生活センター
相談受付専用電話
0296(77)1313
相談受付時間
月～金 午前9時～正午
午後1時～4時
(土日、祝日および12月29日～1月3日は休業となります)

創業300年の歴史ある
畳屋で修業してきました



まだまだ寒い日が続きますね。体調に気をつけて行きましょう。

畳工房ニタイラ H22年1月オープン!!

見積り無料

すべて国産品!!
変わった表も多数
取り揃えております。

- ・畳表替え……………3,900円～
- ・襖張替え……………2,800円～
- ・障子張替え(大) 1,780円～
- ・アミ戸張替え(大) 2,100円～

引き続き全品 10%OFF

笠間市小原1216 TEL.0296-77-7845